**第三十四期決算公告**

平成二十四年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

| | |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 九三〇、一五七 |
| 固定資産 | 八六、二三五 |
| 資産合計 | 一、〇一六、三九三 |
| 負債及び純資産の部 | |
| 流動負債 | 三九三、七九二 |
| 賞与引当金 | 三九、八四四 |
| その他 | 三五三、九四七 |
| 固定負債 | 二六、二一〇 |
| 退職給付引当金 | 二六、二一〇 |
| 負債合計 | 四二〇、〇〇二 |
| 株主資本 | 五九六、三三五 |
| 資本金 | 六〇、〇〇〇 |
| 資本剰余金 | 一、一六八 |
| 資本準備金 | 一、一六八 |
| 利益剰余金 | 五三五、一六七 |
| 利益準備金 | 九、六〇四 |
| その他利益剰余金 | 五二五、五六三 |
| （うち当期純利益） | （二六、五四一） |
| 評価・換算差額等 | 五四 |
| その他有価証券評価差額金 | 五四 |
| 純資産合計 | 五九六、三九〇 |
| 負債・純資産合計 | 一、〇一六、三九三 |

平成二十四年七月十九日

京都府長岡京市天神二丁目二六番一〇号

株式会社ムラタ栄興

代表取締役社長　田中　信男

**第三十期決算公告**

平成二十四年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

| | |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 二九、八一六 |
| 固定資産 | 三一、二七〇 |
| 資産合計 | 六一、〇八六 |
| 負債及び純資産の部 | |
| 流動負債 | 六、五七八 |
| 賞与引当金 | 一、三三〇 |
| その他 | 五、二四七 |
| 固定負債 | 七、一五六 |
| 退職給付引当金 | 七、一五六 |
| 負債合計 | 一三、七三四 |
| 株主資本 | 四七、三五二 |
| 資本金 | 四三〇 |
| 利益剰余金 | 四六、九二二 |
| 利益準備金 | 一〇七 |
| その他利益剰余金 | 四六、八一四 |
| （うち当期純利益） | （一九） |
| 純資産合計 | 四七、三五二 |
| 負債・純資産合計 | 六一、〇八六 |

平成二十四年七月十九日

島根県出雲市斐川町上直江二三〇八番地

株式会社出雲村田製作所

代表取締役社長　濵地　幸生

**配当公告**

石川県金沢市米泉町七丁目四八番地

破産者　株式会社長田商会

右の者に対する金沢地方裁判所平成二十二年（フ）第四六〇号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三七〇、三六六、九八六円

一、配当することのできる金額

金一八、五一八、三三九円

平成二十四年七月十九日

石川県金沢市兼六元町三番一四号

破産管財人　野田　政仁

**配当公告**

兵庫県尼崎市若王寺三丁目一九番一六号

破産者　ジャストワン株式会社

右の者に対する神戸地方裁判所尼崎支部平成二十三年（フ）第四二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

優先的破産債権　金一九、五〇〇円

一般破産債権　金一〇、八〇五、二四七、五七六円

一、配当することのできる金額

金二六五、〇〇五、一五八円

平成二十四年七月十九日

大阪市北区西天満五丁目九番三号アールビル本館三階　眞野法律事務所

破産管財人　眞野　淳

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県稲沢市矢合町三七八番地、最後の住所愛知県稲沢市矢合町四一七一番地

被相続人　亡　大﨑　強

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十九日

名古屋市東区東外堀町一七番吉田ビル二階

相続財産管理人　弁護士　桐井　弘司

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府東大阪市若江本町四丁目九八二番地一、最後の住所大阪府東大阪市上六万寺町一三番四七号東大阪養護老人ホーム

被相続人　亡　石田　千代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十九日

大阪市北区西天満四丁目三番一号トモエマリオンビル一〇階

相続財産管理人　弁護士　荒木　健史

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍奈良県桜井市大字白河二七番地、最後の住所大阪府東大阪市上六万寺町一三番四七号東大阪養護老人ホーム

被相続人　亡　竹原　忠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十九日

大阪市北区西天満四丁目三番一号トモエマリオンビル一〇階

相続財産管理人　弁護士　荒木　健史

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍兵庫県神戸市灘区楠丘町二丁目五番地七、最後の住所兵庫県神戸市灘区鶴甲五丁目一番五〇号新翠光園

被相続人　亡　澤田　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十九日

兵庫県神戸市中央区中町通二丁目二番一八号　平戸ビル五階

相続財産管理人　弁護士　梁　英子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓四九七〇番地、最後の住所岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓四九四六番地六一　被相続人　亡　竹内　育

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十九日

事務所岡山市北区富田町二丁目一二番一六号センチュリー富田町ビル四〇一号

相続財産管理人　弁護士　佐藤　弘一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山口県下関市熊野町二丁目八番、最後の住所山口県下関市川中豊町五丁目五番三一号

被相続人　亡　野田　優

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十九日

山口県下関市上田中町七丁目八番五号

相続財産管理人　伊藤　文昭

**債権申出の催告（第三回）**

当社は平成二十四年六月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社に確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年七月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月十九日

兵庫県尼崎市水堂町四丁目一番三一号

セイコー化工機株式会社

清算人　渡辺　貴之

**平成23年度決算公告**

平成24年6月30日

千葉県柏市光ヶ丘2丁目1番1号

**公益財団法人モラロジー研究所**

理事長　廣池　幹堂

**貸借対照表の要旨**

（平成24年3月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 783,256 |
| | 固定資産 | 20,330,566 |
| | 合計 | 21,113,822 |
| 負債及び正味財産の部 | 流動負債 | 115,087 |
| | 固定負債 | 921,708 |
| | 負債合計 | 1,036,795 |
| | 指定正味財産 | 0 |
| | 一般正味財産 | 20,077,027 |
| | 正味財産合計 | 20,077,027 |
| | 合計 | 21,113,822 |